

通達甲（備・備1・現1）第3号
平成15年9月12日
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

警 備 部 長

警視庁警備無線通話実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、警視庁警備無線通話実施要綱を制定し、平成15年9月12日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

警視庁警備無線通話実施要綱

（目的）

この要綱は、警備現場における指揮命令及び報告連絡に関する無線通話の適性かつ効率的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。